## 誓 約 書

(あて先) 奈良市長

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住所

(住所又は法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

## 【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6に おいて準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
- ⑥無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
- ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、 第19条の5及び第19条の6第1項